

少年法改正の経緯について

1 改正経緯

平成10年7月～ 平成11年1月	法制審議会（少年法部会）において審議
平成11年3月	「少年法等の一部を改正する法律案」を国会提出 同年の通常国会及び臨時国会では審議されず
平成12年5月	通常国会で審議が開始されたものの、6月の衆議院の解散とともに廃案となる
平成12年9月	議員提案により、刑事処分可能年齢の引下げや被害者への配慮の充実等を加えた「少年法等の一部を改正する法律」案が国会に提出される
平成12年11月	同法が成立
平成13年4月	施行

2 国選付添人に関する改正概要

家庭裁判所は、

- ・故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪及び
- ・死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役・禁錮に当たる罪

の非行事実を認定するための審判の手續に、検察官が関与する必要があると認めるときは、検察官関与決定をすることができることとした（第22条の2第1項）。

家庭裁判所は、検察官関与決定をした場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である国選付添人を付さなければならないこととした（第22条の3第1項）。

抗告審の審理については、その性質に反しない限り、家庭裁判所の審判に関する規定を準用することとし（第32条の6）、抗告審において検察官関与決定をした場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととした。また、第32条の6の規定は、再抗告審に準用することと

した（第35条）。

検察官による抗告受理の申立てがなされ、高等裁判所がこれを受理する決定をした場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、抗告裁判所は弁護士である付添人を付さなければならないこととした（第32条の5）。

3 国選付添人に関する法制審少年法部会での検討状況

検察官が少年審判の手續に關与する場合には、それとの均衡上、少年の利益を守る立場にある、弁護士である付添人が付されていることが適當であることから、検察官關与決定をした場合において国選付添人制度を導入する必要がある。

検察官關与に対応する場合のみ国選付添人を付するのでは狭すぎるので、否認事件や法定合議事件など、もっと広い範囲で認めるべきである。

家庭裁判所では、調査官制度を整備し少年に対し後見的に配慮しており、重ねて国選付添人制度を導入する必要があるか慎重に検討する必要がある。

・
・

裁量的国選付添人制度を直ちに要綱骨子に盛り込むことは難しいが、弁護士である付添人の重要性や積極的役割等にかんがみ、さらに検討を要する重要な問題であることについて、概ね共通の認識が得られたので、今後、関係各方面において、引き続き議論を深めていくことが適當であるとされた。